

4. 入所調整の基準

令和6年5月入所調整委員会にて改定

入所調整基準項目	ポイント	説 明
1、要介護度		
①要介護1	10	基準日の介護度とする (介護保険証の更新申請・介護度の変更申請が基準日を跨ぐ場合は3ページのQ2をご確認ください)
②要介護2	20	
③要介護3	45	
④要介護4	55	
⑤要介護5	60	
2、年齢		
①80歳以上	5	基準日の年齢とする
3、居住期間		
①3年～10年未満	20	基準日時点の北区内居住期間とする
②10年以上	30	
4、介護者の状況		「介護者がいる」の場合で、該当項目が複数の場合は、最高25ポイント配点する
①介護者がいない	30	③基準日に70歳以上、あるいは、18歳未満の方 ④各種障害手帳所持者または、介護者が要支援を含める ⑤特養入所者は除く ⑥慢性疾患、筋骨格系疾患、悪性新生物および精神疾患で病院通院中の方 ⑦求職中も含む
②介護者が要介護1以上	25	
③介護者が高齢者又は未成年の方	20	
④介護者に障害がある方	20	
⑤複数の人を介護	20	
⑥介護者が病弱な方	15	
⑦介護者が就業中の方	15	
5、介護期間		
①2年以上	10	北区の介護保険者として、要介護度1以上の継続期間をさす
②1年以上	5	
6、その他特別な事情		「徘徊」「大声」「異食」「介護拒否」「暴力」「被害妄想」「昼夜逆転」「その他」は、
本人の事情	20	1項目2.5点
介護者の事情	5	「暴力」「無視」「抑制」は、どれかひとつにチェックがあれば5ポイント配点する

※合計ポイントが同点の場合は、①要介護度の高い方②申込み時期が早い方③生年月日の早い方が優先になります。

※たとえば満点の場合は、合計ポイントが155点となります。